令和７年度

中津市決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

中津市監査委員

中　監　第　２０４　号
令 和 8 年 8 月 6 日

中津市長　奥　塚　正　典　殿

中津市監査委員　　岡　　雅　一

中津市監査委員　　木ノ下　素　信

令和７年度中津市決算に基づく健全化判断比率
及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第22条第１項の規定に基づき審査に付された、令和７年度中津市決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出する。

目　　次

第1. 審　査　の　対　象 ・・・・・・・・・・・・・・ 4
第2. 審　査　の　期　間 ・・・・・・・・・・・・・・ 4
第3. 審　査　の　方　法 ・・・・・・・・・・・・・・ 4
第4. 審　査　の　結　果 ・・・・・・・・・・・・・・ 4
1. 算　定　対　象　会　計 ・・・・・・・・・・・・・・ 5
2. 健　全　化　判　断　比　率 ・・・・・・・・・・・・・・ 6
(1) 実　質　赤　字　比　率 ・・・・・・・・・・・・・・ 6
(2) 連結実質赤字比率 ・・・・・・・・・・・・・・ 8
(3) 実　質　公　債　費　比　率 ・・・・・・・・・・・・・・ 10
(4) 将　来　負　担　比　率 ・・・・・・・・・・・・・・ 12
3. 資　金　不　足　比　率 ・・・・・・・・・・・・・・ 14

凡　　例

1. 文中に用いた金額は、原則として千円単位で表示した。
2. 比率（%）は、原則として表示単位未満を四捨五入した。
3. 「ポイント」とは、パーセント間の単純差引数値である。
4. 増減率とは、本年度と前年度の差額を、前年度の額の絶対値で除したものを百分率で表示したものである。
5. 符号の用法は次のとおりである。
   （0、－ ）……該当数値のないもの又は算出不能のもの
   （　△　）……負数又は減数
   （大幅増）……計数が1,000%以上増加したもの
   （大幅減）……計数が1,000%以上減少したもの
   （皆　増）……前年度に該当数値がなく、当年度に全額増加したもの
   （皆　減）……前年度に該当数値があり、当年度に該当数値がないもの

令和７年度 健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見

第１．審査の対象

令和７年度中津市決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第２．審査の期間

令和８年７月16日から令和８年８月６日まで

第３．審査の方法

審査にあたっては、監査基準に準拠し、市長から審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他の関係法令（以下「関係法令」という。）に基づき算定され、適正に作成されているかを確認するとともに、関係職員に説明を求め計数の分析を行い審査した。

第４．審査の結果

健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令に基づき算定され、かつ、適正に作成されており、その比率は早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っており、いずれも健全性を確保していると認めた。

1. 算定対象会計

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計の区分は、次のとおりである。

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計等の範囲

区分			会計名等	各指標の対象範囲
一般会計等	一般会計		一般会計	実質赤字比率
一般会計等	特別会計		ケーブルネットワーク事業特別会計	実質赤字比率
公営事業会計	特別会計		国民健康保険事業特別会計（事業勘定）	連結実質赤字比率 / 実質公債費比率 / 将来負担比率
公営事業会計	特別会計		国民健康保険事業特別会計（直診勘定）	連結実質赤字比率 / 実質公債費比率 / 将来負担比率
公営事業会計	特別会計		介護保険事業特別会計（保険事業勘定）	連結実質赤字比率 / 実質公債費比率 / 将来負担比率
公営事業会計	特別会計		介護保険事業特別会計（サービス事業勘定）	連結実質赤字比率 / 実質公債費比率 / 将来負担比率
公営事業会計	特別会計		後期高齢者医療特別会計	連結実質赤字比率 / 実質公債費比率 / 将来負担比率
公営事業会計	公営企業会計	法適用	水道事業会計	連結実質赤字比率 / 実質公債費比率 / 将来負担比率 / 資金不足比率
公営事業会計	公営企業会計	法適用	病院事業会計	連結実質赤字比率 / 実質公債費比率 / 将来負担比率 / 資金不足比率
公営事業会計	公営企業会計	法適用	診療所事業会計（小児救急センター）	連結実質赤字比率 / 実質公債費比率 / 将来負担比率 / 資金不足比率
公営事業会計	公営企業会計	法適用	下水道事業会計（公共下水道事業）	連結実質赤字比率 / 実質公債費比率 / 将来負担比率 / 資金不足比率
公営事業会計	公営企業会計	法適用	下水道事業会計（特定環境保全公共下水道事業）	連結実質赤字比率 / 実質公債費比率 / 将来負担比率 / 資金不足比率
公営事業会計	公営企業会計	法適用	下水道事業会計（農業集落排水事業）	連結実質赤字比率 / 実質公債費比率 / 将来負担比率 / 資金不足比率
公営事業会計	公営企業会計	法適用	下水道事業会計（小規模集合排水事業）	連結実質赤字比率 / 実質公債費比率 / 将来負担比率 / 資金不足比率
一部事務組合・広域連合			大分県交通災害共済組合	実質公債費比率 / 将来負担比率
一部事務組合・広域連合			大分県市町村会館管理組合	実質公債費比率 / 将来負担比率
一部事務組合・広域連合			大分県後期高齢者医療広域連合	実質公債費比率 / 将来負担比率
地方公社・第三セクター等			中津市土地開発公社	将来負担比率

・資金不足比率については、公営企業会計ごとに算定される。

・法適用とは、地方公営企業法を全部又は一部適用する公営企業をいう。

2. 健全化判断比率

健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

（単位：%、ポイント）

区　　分	令和 6 年度	令和 7 年度	増　減	早期健全化基準
1. 実質赤字比率	－ (△5.53)	－ (△4.29)	－ (1.24)	12.09
2. 連結実質赤字比率	－ (△23.11)	－ (△21.98)	－ (1.13)	17.09
3. 実質公債費比率	5.6	6.0	0.4	25.0
4. 将来負担比率	43.3	68.6	25.3	350.0

備考：実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字でないため「－」で表示した。
　　各比率の（　　）内の数字は計算結果に基づく数値を参考値として表示した。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、該当の数値はない。

実質公債費比率は 6.0%で、前年度に比べ 0.4 ポイント悪化しているものの、早期健全化基準(25.0%)を下回っている。

将来負担比率は 68.6%で、早期健全化基準(350.0%)を下回っている。

(1)実質赤字比率

実質赤字比率は、地方公共団体の最も主要な会計である一般会計等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の標準財政規模に対する割合で表したもので、比率は次の算式による。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}\ \triangle 1{,}067{,}910\ \text{千円}}{\text{標準財政規模}\ 24{,}865{,}528\ \text{千円}} \times 100$$

$$\fallingdotseq \triangle 4.29\ \%\ \text{（参考比率）}$$

［実質赤字比率］

（単位：%、ポイント）

区　　分	令和 6 年度	令和 7 年度	増減	早期健全化基準
実質赤字比率 (参考比率)	－ (△5.53)	－ (△4.29)	－ (1.24)	12.09

実質収支額は 1,067,910 千円の黒字となっているため、実質赤字比率はない。

参考としての比率を求めたところ△4.29%となり、前年度に比べ 1.24 ポイント悪化している。これは、標準財政規模の増が実質収支の減を下回っているためである。

実質赤字比率の５か年の推移は、次のとおりである。

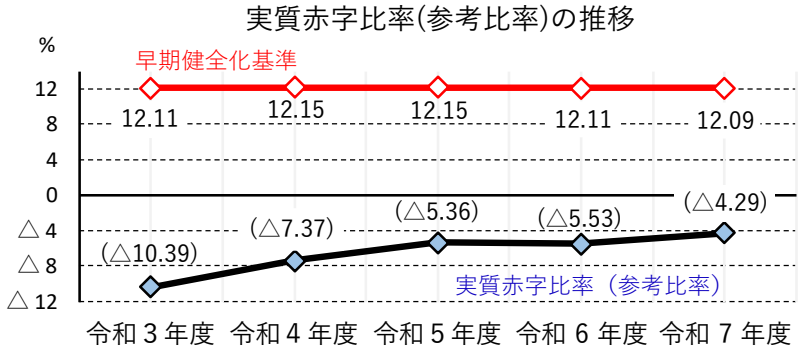

参考比率において、分子の一般会計等の実質赤字額に該当する一般会計等の実質収支額の状況は、次表のとおりである。

［実質収支額］　（単位：千円、%）

区分			令和 6 年度	令和 7 年度	増減額	増減率
一般会計等	一般会計		1,355,429	1,061,727	△293,702	△21.7
	特別会計	ケーブルネットワーク事業特別会計	4,301	6,183	1,882	43.8
合計			1,359,730	1,067,910	△291,820	△21.5

実質収支額の２会計の合計は 1,067,910 千円で、前年度に比べ 291,820 千円(21.5%)減少している。これは、ケーブルネットワーク事業特別会計が 1,882 千円(43.8%)増加したものの、一般会計が 293,702 千円(21.7%)減少したことによるものである。

分母の標準財政規模の状況は、次表のとおりである。

［標準財政規模］　（単位：千円、%）

区分	令和 6 年度	令和 7 年度	増減額	増減率
標準税収入額等	14,628,295	14,235,220	△393,075	△2.7
普通交付税額	9,878,651	10,630,308	751,657	7.6
臨時財政対策債	76,292	0	△76,292	皆減
合計	24,583,238	24,865,528	282,290	1.1

標準財政規模は、前年度に比べ 282,290 千円(1.1%)増加している。これは、標準税収入額等が 393,075 千円(2.7%)、臨時財政対策債が 76,292 千円(皆減)それぞれ減少したものの、普通交付税額が 751,657 千円(7.6%)増加したことによるものである。

(2)連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、一般会計等及び水道事業会計等の公営企業会計や、全ての特別会計を含む地方公共団体の全会計に生じている赤字の大きさを、標準財政規模に対する割合で表したもので、比率は次の算式による。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{全会計の実質赤字額}\ \triangle 5{,}466{,}711\ \text{千円}}{\text{標準財政規模}\ 24{,}865{,}528\ \text{千円}} \times 100$$

≒ △21.98 %（参考比率）

［連結実質赤字比率］ （単位：%、ポイント）

区　　分	令和 6 年度	令和 7 年度	増減	早期健全化基準
連結実質赤字比率 （参考比率）	－ （△23.11）	－ （△21.98）	－ （1.13）	17.09

実質収支額等は 5,466,711 千円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は算定されない。

参考としての比率を求めたところ△21.98%となり、前年度に比べ 1.13 ポイント悪化している。これは、資金剰余額が前年度に比べ減額となったためである。

連結実質赤字比率の参考比率の 5 か年の推移は、次のとおりである。

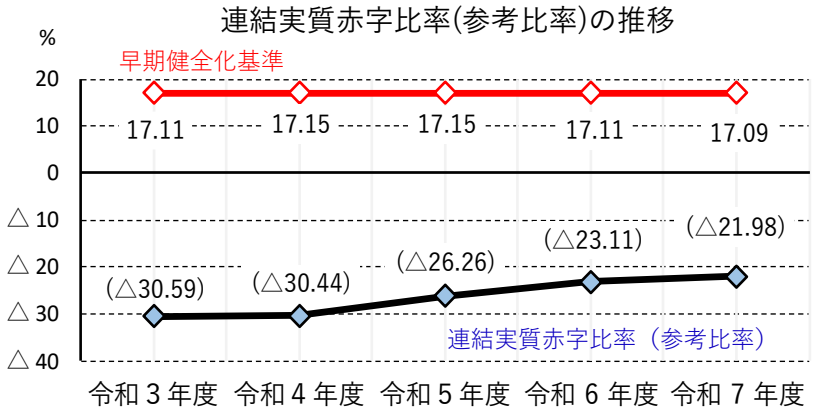

参考比率として、分子の全会計の実質赤字額に該当する全会計の実質収支額及び資金不足・剰余額の状況は、次表のとおりである。

［実質収支額及び資金不足・剰余額］ （単位：千円、%）

区分				令和6年度	令和7年度	増減額	増減率
実質収支額	一般会計等		一般会計	1,355,429	1,061,727	△293,702	△21.7
			ケーブルネットワーク事業特別会計	4,301	6,183	1,882	43.8
	公営事業会計		国民健康保険事業特別会計(事業勘定)	54,452	118,925	64,473	118.4
			国民健康保険事業特別会計(直診勘定)	180	585	405	225.0
			介護保険事業特別会計(保険事業勘定)	151,090	101,184	△49,906	△33.0
			介護保険事業特別会計(サービス事業勘定)	1,884	14,403	12,519	664.5
			後期高齢者医療特別会計	8,263	7,452	△811	△9.8
資金不足・剰余額		公営企業会計	水道事業会計	2,295,812	2,270,455	△25,357	△1.1
			病院事業会計	1,272,174	954,412	△317,762	△25.0
			診療所事業会計(小児救急センター)	△1,793	△4,265	△2,472	137.9
			下水道事業会計(公共下水道事業)	487,193	884,829	397,636	81.6
			下水道事業会計(特定環境保全公共下水道事業)	18,874	4,515	△14,359	△76.1
			下水道事業会計(農業集落排水事業)	32,987	44,926	11,939	36.2
			下水道事業会計(小規模集合排水事業)	1,069	1,380	311	29.1
合計				5,681,915	5,466,711	△215,204	△3.8

実質収支額及び資金不足・剰余額の合計は、前年度に比べ 215,204 千円(3.8%)減少している。

これは主に、下水道事業会計(公共下水道事業)が 397,636 千円(81.6%)増加したものの、一般会計が 293,702 千円(21.7%)、病院事業会計が 317,762 千円(25.0%)それぞれ減少したためである。

(3)実質公債費比率

実質公債費比率は、算定対象となる会計が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金が、標準財政規模に占める割合を表す指標で、過去 3 か年分を平均したものである。比率は次の算式による。

（単位：千円）

$$\text{実質公債費比率} = \left(\frac{\text{(元利償還金+準元利償還金)} - \text{(特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{(標準財政規模} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}} \times 100 \fallingdotseq 6.75029 \right)$$

$$\frac{(① \ 4,233,270 + ② \ 1,312,498) - (③ \ 697,963 + ④ \ 3,398,734)}{⑤ \ 24,865,528 - ④ \ 3,398,734}$$

の過去3か年の平均値

$$= \frac{\text{令和5年度} \ 5.86291 + \text{令和6年度} \ 5.60772 + \text{令和7年度} \ 6.75029}{3} \fallingdotseq \boxed{6.0}\ \%$$

［実質公債費比率］

（単位：%、ポイント）

区　　分	令和 6 年度	令和 7 年度	増減	早期健全化基準
実質公債費比率	5.6	6.0	0.4	25.0

本年度の実質公債費比率は 6.0%で、0.4 ポイント悪化したものの、早期健全化基準(25.0%)を下回った数値となっている。

実質公債費比率の 5 か年の推移は、次のとおりである。

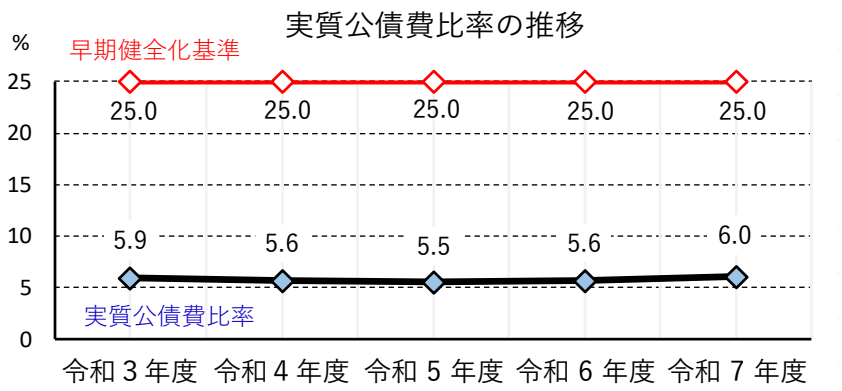

実質公債費比率(単年度)の算定の内訳は、次表のとおりである。

［実質公債費比率（単年度）算定内訳］ （単位：千円、%）

区　　分	令和6年度	令和7年度	増減額	増減率
① 地方債の元利償還金	4,279,506	4,233,270	△46,236	△1.1
② 準元利償還金	1,170,951	1,312,498	141,547	12.1
③ 特定財源	623,548	697,963	74,415	11.9
④ 元利償還金･準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	3,653,211	3,398,734	△254,477	△7.0
⑤ 標準財政規模	24,583,238	24,865,528	282,290	1.1
分　子　合　計　(①+②)-(③+④)	1,173,698	1,449,071	275,373	23.5
分　母　合　計　(⑤-④)	20,930,027	21,466,794	536,767	2.6
実質公債費比率（単年度）	5.60772	6.75029	1.14257	-

実質公債費比率(単年度)は、分子・分母ともに増加し、特に分子の増加が大きかったため、前年度に比べ 1.1 ポイント悪化している。

(4)将来負担比率

将来負担比率は、地方公共団体の借入金(地方債)など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の標準財政規模に対する割合で表したもので、比率は次の算式による。

(単位：千円)

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{(\text{標準財政規模} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100$$

$$\frac{\text{① 66,232,403} - (\text{② 10,558,496} + \text{③ 9,422,460} + \text{④ 31,524,861})}{(\text{⑤ 24,865,528} - \text{⑥ 3,398,734})} \times 100$$

≒ 68.6 %

[将来負担比率]

(単位：%、ポイント)

区　　分	令和 6 年度	令和 7 年度	増減	早期健全化基準
将来負担比率	43.3	68.6	25.3	350.0

将来負担比率は 68.6%で、早期健全化基準(350.0%)を下回った数値となっている。

将来負担比率の 5 か年の推移は、次のとおりである。

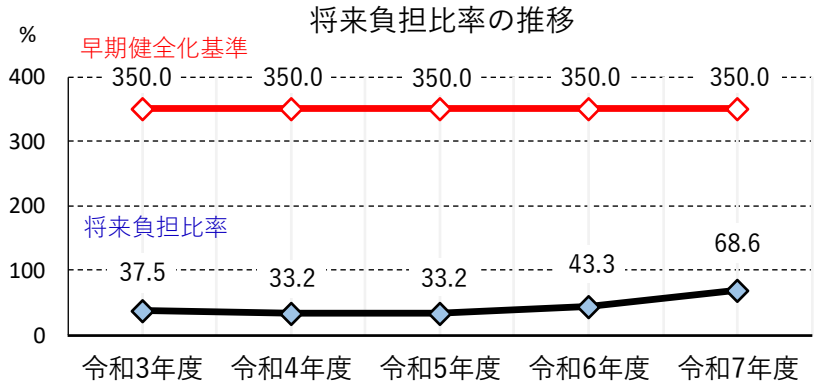

将来負担比率の算定の内訳は、次表のとおりである。

［将来負担比率算定内訳］ （単位：千円、%）

項目		令和6年度	令和7年度	増減額	増減率
①将来負担額	一般会計等の地方債現在高	38,050,003	37,667,179	△382,824	△1.0
	債務負担行為に係る支出予定額	398,174	4,752,467	4,354,293	大幅増
	公営企業等繰入見込額	14,605,257	18,186,240	3,580,983	24.5
	組合等負担見込額	0	0	0	-
	退職手当負担見込額	5,060,283	5,431,658	371,375	7.3
	設立法人の負債等負担見込額	0	194,859	194,859	皆増
	連結実質赤字額	0	0	0	-
	組合等連結実質赤字額負担見込額	0	0	0	-
	計	58,113,717	66,232,403	8,118,686	14.0
②充当可能基金額		10,907,175	10,558,496	△348,679	△3.2
③特定財源		5,749,254	9,422,460	3,673,206	63.9
④地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額		32,375,821	31,524,861	△850,960	△2.6
⑤標準財政規模		24,583,238	24,865,528	282,290	1.1
⑥元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額		3,653,211	3,398,734	△254,477	△7.0
分子合計 ①-(②+③+④)		9,081,467	14,726,586	5,645,119	62.2
分母合計 ⑤-⑥		20,930,027	21,466,794	536,767	2.6

将来負担比率は、①将来負担額の増等により、分子が5,645,119千円(62.2%)、分母の控除額である⑥元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額の減等により、分母が536,767 千円(2.6%)それぞれ増加したが、特に分子の増加が大きかったため、前年度に比べ25.3ポイント悪化している。

3. 資金不足比率

資金不足比率は、水道事業会計などの公営企業会計ごとに算定するものであり、公営企業会計の資金不足額が、料金収入等の事業規模に占める割合を表した指標で、経営状態の深刻度を示すものである。比率は次の算式による。

$$\text{公営企業における資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{公営企業の事業の規模}} \times 100$$

［資金不足比率（参考比率）］　（単位：%、ポイント）

区分	令和6年度	令和7年度	増減	経営健全化基準
(1) 水道事業会計	－ (△174.3)	－ (△172.9)	－ (1.4)	20.0
(2) 病院事業会計	－ (△16.5)	－ (△11.7)	－ (4.8)	
(3) 診療所事業会計（小児救急センター）	4.2	10.7	6.5	
(4) 下水道事業会計（公共下水道事業）	－ (△69.6)	－ (△139.6)	－ (△70.0)	
(5) 下水道事業会計（特定環境保全公共下水道事業）	－ (△38.2)	－ (△9.3)	－ (28.9)	
(6) 下水道事業会計（農業集落排水事業）	－ (△53.2)	－ (△73.4)	－ (△20.2)	
(7) 下水道事業会計（小規模集合排水事業）	－ (△89.4)	－ (△112.5)	－ (△23.1)	

備考：資金不足比率については、算定した結果が赤字でない箇所は「－」で表示した。
各比率の（　）内の数字は計算結果に基づく数値を参考として表示した。

資金不足比率については、診療所事業会計(小児救急センター)は 10.7%で 6.5 ポイント悪化し、資金不足が生じているものの、経営健全化基準 20.0%を下回った数値となっている。

その他の会計については、資金不足額を生じていないため、資金不足比率は算定されないが、参考としての比率を求めたところ、前年度に比べ改善したものは、下水道事業会計(公共下水道事業)が 70.0 ポイント、下水道事業会計(農業集落排水事業)が 20.2 ポイント、下水道事業会計(小規模集合排水事業)が 23.1 ポイントで、悪化したものは、水道事業会計が 1.4 ポイント、病院事業会計が 4.8 ポイント、下水道事業会計(特定環境保全公共下水道事業)が 28.9 ポイントである。

法適用企業の資金不足額の状況は、次表のとおりである。

［資金不足比率］（法適用企業）　（単位：千円）

区　分	A 負債等（注1）	B 算入地方債（注2）	C 資産等（注3）	D 解消可能資金不足額	資金不足額（A+B-C-D）	事業規模
水道事業会計	203,661	0	2,474,116	0	△2,270,455	1,313,021
病院事業会計	862,554	0	1,816,966	0	△954,412	8,117,521
診療所事業会計（小児救急センター）	12,513	4,764	13,012	0	4,265	39,665
下水道事業会計（公共下水道事業）	1,310,051	8,160	2,203,040	0	△884,829	633,659
下水道事業会計（特定環境保全公共下水道事業）	40,910	0	45,425	0	△4,515	48,395
下水道事業会計（農業集落排水事業）	62,120	5,598	112,644	0	△44,926	61,180
下水道事業会計（小規模集合排水事業）	101	0	1,481	0	△1,380	1,226

注1:負債等＝流動負債－(控除企業債等＋控除未払金等＋控除額＋PFI建設事業費等)
注2:建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高
注3:資産等＝流動資産－(控除財源＋控除額)

公営企業における法適用企業の資金不足額は、診療所事業会計(小児救急センター)が4,265千円である。